

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請に対する処分の審査基準の制定について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第35条第1項

### 3 制定の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の許可その他、盛土等に関する安全確保に係る処分について規定しており、その要件は、同法、同法施行令及び同法施行規則並びに静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則に定められています。

これらの法令の定めのうち、その解釈や判断の基準を明らかにする必要があるものについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、審査基準を定めようと考えています。

### 4 規則等の案の内容

別紙2のとおり、これらの法律の定めについて、その文言の解釈のほか、申請に対する処分をどのような処分とするかについての判断の基準を定めます。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年11月頃